



「小学校入学準備金」について（令和4年度）

*入学準備金とは

経済的にお困りの世帯に対し、小学校の入学準備に必要な経費に充てていただくため、小学校入学前の3月に準備金を支給する制度です。

《重要》所得制限等がありますので、申請理由に該当するかご確認ください。

1. 申請資格

下記に当てはまる保護者の方が対象になります。

- ・お子さんが、小学校（国公立、私立）、特別支援学校小学部に入学予定の方。 ※海外の学校は除く。
- ・保護者とお子さんが、令和5年1月1日時点で横須賀市に住所（住民登録）を有すること。
- ・裏面の「援助を受けることのできる世帯」のいずれかに該当する方。

※世帯の所得制限等がありますので、必ずご確認ください。

2. 支給予定額・時期

支給額：54,060円 支給月：令和5年3月（予定）

※申請結果は、令和5年2月中に郵送で通知します。

3. 申請受付期間

令和4年10月3日（月）～令和4年12月28日（水）

4. 申請方法

申請書を作成し、申請理由の*証明書類を添付のうえ、教育委員会へ提出してください。

*証明書類については、裏面をご確認ください。

申請方法	提出先
1. 教育委員会へ持込	教育委員会支援教育課（市役所1号館6階2番窓口） 受付時間：土・日・祝日・休日を除く8：30～17：00
2. 郵送	〒238-8550 横須賀市小川町11番地 教育委員会支援教育課 小学校入学準備金担当 あて ※不足書類があると、受付ができませんので、提出前にご確認ください。 ※受付控えを交付希望の方は「返信用封筒と84円切手」を同封してください。

5. その他

- ・入学準備金は、就学援助制度（経済的にお困りの世帯に対し、学用品費や給食費などの援助を行う制度）の一部ですが、入学後に引き続き就学援助を希望される方は*別途申請が必要です。

*入学説明会や入学後、学校から申請書を配布します。

- ・入学準備金に申請をしなかった方も、入学説明会以後に就学援助費交付申請をし、認定された場合、新入学学用品費として同額（54,060円）が10月に支給されます。

■ 援助を受けることのできる世帯 ■

この援助の対象となる方は、次の項目のいずれかに該当する方です。

申 請 理 由	↓申請には証明書類を添付してください↓ ※(1)の理由は除きます。																										
(1) 生活保護が受けられなくなった世帯	不要（申請は必要です）																										
(2) 令和4年度にご同居の方全員が市民税非課税 又は、罹災等により減免された世帯 ※主たる生計者が米軍属等で、日本の課税対象でない場合は、 (9) 経済的に困りの世帯で申請してください。	令和4年度の市県民税非課税証明書（原本） ※世帯全員の扶養が分かるもの (市役所1階窓口サービス課、役所屋又は行政センター発行)																										
(3) 令和4年度に個人事業税が減免された世帯 ※罹災等により減免された世帯のみ	個人事業税の減免を受けた旨の通知書の写し（県税事務所発行）																										
(4) 令和4年度に罹災等により固定資産税が減免された世帯 ※家屋新築による減免は対象外。	固定資産税減免通知書の写し（横須賀市資産税課発行）																										
(5) 令和4年度に国民年金保険料が全額免除された世帯、又は*罹災等により国民健康保険の保険料が減免された世帯 *罹災等は、新型コロナウイルス感染症による理由は対象外。 ※世帯員に米軍属等の方がいる場合は、 (9) 経済的に困りの世帯で申請してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料免除納付猶予申請承認通知書の写し ・国民年金保険料免除理由該当通知書の写し (日本年金機構又は年金事務所発行) ・国民健康保険料徴収猶予決定通知書の写し ・国民健康保険料減免決定通知書の写し (横須賀市健康保険課発行) <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">成人されている方全員の通知書を提出してください。</div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">このうちいずれか一つ</p>																										
(6) 児童扶養手当を受けている世帯（ひとり親の方など） ※特別児童扶養手当、児童手当は対象外。	児童扶養手当証書の市長印ページと有効期限記載ページの写し (横須賀市子ども給付課発行)																										
(7) 生活福祉資金の貸付決定を受けた世帯 ※特例貸付（緊急小口貸付・総合支援資金等）は対象外。	生活福祉資金貸付決定通知書の写し（社会福祉協議会発行）																										
(8) 職業安定所登録日雇労働者の世帯 ※雇用保険受給中の方は対象外。	雇用保険被保険者手帳の写し（公共職業安定所発行）																										
(9) 経済的に困りの世帯 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 目安となる所得限度額（世帯全員の年間所得の合計額） ※課税証明書の「所得の合計金額」欄をご確認ください。 ※大まかな目安のため、年齢構成等で限度額は変動します。 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">人数</th> <th rowspan="2">世帯構成(例)</th> <th colspan="2">所得限度額の目安（円）</th> </tr> <tr> <th>借家の場合</th> <th>持家の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人</td> <td>父又は母35歳・子5歳</td> <td>2,300,000</td> <td>2,060,000</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>父38歳・母35歳 子5歳</td> <td>2,950,000</td> <td>2,720,000</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>父45歳・母42歳 子14歳・子5歳</td> <td>3,650,000</td> <td>3,420,000</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>父48歳・母45歳 子18歳・子14歳・子5歳</td> <td>4,150,000</td> <td>3,900,000</td> </tr> <tr> <td>6人</td> <td>祖父70歳・祖母65歳 父45歳・母42歳 子14歳・子5歳</td> <td>4,540,000</td> <td>4,310,000</td> </tr> </tbody> </table>	人数	世帯構成(例)	所得限度額の目安（円）		借家の場合	持家の場合	2人	父又は母35歳・子5歳	2,300,000	2,060,000	3人	父38歳・母35歳 子5歳	2,950,000	2,720,000	4人	父45歳・母42歳 子14歳・子5歳	3,650,000	3,420,000	5人	父48歳・母45歳 子18歳・子14歳・子5歳	4,150,000	3,900,000	6人	祖父70歳・祖母65歳 父45歳・母42歳 子14歳・子5歳	4,540,000	4,310,000	令和4年度の市県民税課税証明書（原本） ※世帯全員の扶養が分かるもの (市役所1階窓口サービス課、役所屋又は行政センター発行) <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">主たる生計者が米軍基地内勤務で、市県民税課税証明書が無い場合、Wage and Tax Statement (2021income) を添付してください。配偶者の市県民税課税証明書も添付してください。</div>
人数			世帯構成(例)	所得限度額の目安（円）																							
	借家の場合	持家の場合																									
2人	父又は母35歳・子5歳	2,300,000	2,060,000																								
3人	父38歳・母35歳 子5歳	2,950,000	2,720,000																								
4人	父45歳・母42歳 子14歳・子5歳	3,650,000	3,420,000																								
5人	父48歳・母45歳 子18歳・子14歳・子5歳	4,150,000	3,900,000																								
6人	祖父70歳・祖母65歳 父45歳・母42歳 子14歳・子5歳	4,540,000	4,310,000																								

《申請理由（2）、（9）の場合、世帯全員の扶養が分かるものとは？》

【ケース①】主たる生計者に、同居の方全員が扶養されている（配偶者控除の方を含む）場合

⇒主たる生計者の課税（非課税）証明書1枚で構いません。

【ケース②】同居の方で、主たる生計者に扶養されていない方（配偶者特別控除の方、扶養を外れている兄弟や同居の祖父母、親類、同居人）がいる場合

⇒その方の課税（非課税）証明書も必要です。証明書が複数必要となり、所得も合算して判定されます。